

特別管理産業廃棄物処分業許可証

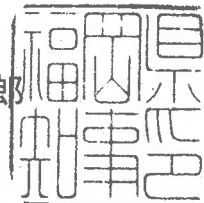
住所 福岡県筑紫野市大字山家2060番地7

氏名 エコ・センチュリー21株式会社

代表取締役 田中 直継

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第6項の許可を受けた者であることを証する。

福岡県知事 服部 誠太郎



許可の年月日 令和 8 年 4 月 14 日

許可の有効年月日 令和 13 年 4 月 13 日

1. 事業の範囲 (処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類を記載すること。)

中間処理 (焼却) : 廃油 (トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、ベンゼン又は1, 4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。)、廃酸 (水素イオン濃度指数2.0以下のもの又はカドミウム若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素若しくはその化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン若しくはその化合物又は1, 4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。)、廃アルカリ (水素イオン濃度指数12.5以上のもの又はカドミウム若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素若しくはその化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン若しくはその化合物又は1, 4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。)、汚泥 (カドミウム若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素若しくはその化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン若しくはその化合物又は1, 4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。)、感染性産業廃棄物 以上5品目

中間処理 (中和) 廃酸 (水素イオン濃度指数2.0以下のもの) に限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。)、
 廃アルカリ (水素イオン濃度指数12.5以上のもの) に限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。 以上2品目

以下余白

(以下裏面記載)

※更新手続については、有効期間満了日の60日前までに必ず管轄の筑紫保健福祉環境事務所で行ってください。

(裏面)

2. 事業の用に供するすべての施設（施設ごとに種類、施設場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。）を記載すること。）

焼却施設：設置場所 福岡県筑紫野市大字山家2053番42
設置年月日 令和7年8月5日
処理能力 混焼 3.75t/時 90t/日（24時間）
許可年月日 令和5年1月30日
許可番号 第649号

中和施設：設置場所 福岡県筑紫野市大字山家2053番42
設置年月日 令和7年8月5日
処理能力 150m³/日（11時間）
許可年月日 令和5年8月31日
許可番号 第656号

以下余白

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

なし

5. 規則第10条の16第2項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ 無

